

●本書の無断転載、複製、複写（コピー）を禁じます。

資料3

## 史跡長久手古戦場保存活用計画について

## 保存活用計画策定の目的

史跡長久手古戦場は、天正 12 年（1584）4 月 9 日、織田信長亡き後、天下取りを目指す羽柴（のちの豊臣）秀吉と織田信雄・徳川家康が戦った「小牧・長久手の戦い」の主戦場であり激戦地である。また、天下を目指した秀吉と家康がたった一度直接対決した戦いとして、日本史上、重要な位置づけがなされるものである。長久手とその周辺を戦場とした戦いは「長久手合戦」と称されている。

昭和 14 年（1939）9 月 7 日文部省告示第 410 号、史蹟名勝天然紀念物保存法第一条により、「長久手古戦場 附 御旗山 首塚 色金山」として、国指定史跡に指定された。その後、土地形状の変更により、昭和 40 年（1965）12 月 10 日付け文化財保護委員会告示第 66 号により、一部指定を解除されたが、その他の史跡地は、地元有志等による手厚い管理がされてきたことにより、現在も当時の野戦地の様相を想像できる環境が残されている。

このような中、史跡長久手古戦場を取りまく環境は大きく変化し、周辺の住宅地化や大型商業施設の立地が進み、また、指定地を含む古戦場公園においては公園施設の老朽化に伴い、再整備が必要とされている。

これらの状況から、史跡長久手古戦場の価値を損なうことなく適切に保存し、歴史を活かした観光資源としても活用を図るため、保存活用計画を策定することとなった。

## 国史跡指定地の概要

### 【長久手古戦場について】

この激戦で、池田恒興（信輝）、その子庄九郎（元助）、森長可が戦死し、決戦の地となった字仏ヶ根（現在の仏が根地内）に池田恒興の塚、その南方の一段低い地点の字武蔵塚（現在の武蔵塚地内）にその子庄九郎の塚があり、その西方約二町（約 220m）のところに森長可の塚が現存する。これらの塚には、いずれも明和 8 年（1771）に尾張藩士の人見弥右衛門と赤林孫七郎が合戦をしのび建立した石碑と、各家の子孫により建立された顕彰碑がある。これらの石碑や顕彰碑は市の管理により、現在も大切に保護されている。また、字城屋敷（現在の城屋敷地内）は池田方の陣地として伝えられており、近年（史跡指定される年より前）まで池田方の老臣片桐半右衛門勝忠が鎧を掛けた松で、鎧掛の松と呼ばれる老松があったが、枯れてしまって今は取り除かれている。現在は、4 代目の松が植えられている。

### 【附 御旗山について】

御旗山は、字富士浦（現在の富士浦地内）にある高さ約 300 尺（約 90m）の独立する小山で眺望に富み、家康本陣の印である牙旗が立てられた場所と伝えられる。御旗山の頂上には富士社の社殿があり、その社殿の傍らには、その由来が記された石碑がある。現在も、境内地として長湫区により手厚く保護されているが、周辺の樹木の繁茂により、眺望は望めない。

### 【附 首塚について】

首塚は、大字岩作字元門（現在の岩作元門地内）の県道北側の人家に囲まれた場所に石垣を組み、その中には宝永 3 年（1706）4 月に尾張藩士の福富親茂が建立した石碑と明治 43 年（1910）4 月に建立された顕彰碑があり、松等の樹木が繁茂している。現在も、市及び岩作区の地元有志等により、史跡指定とほぼ同様の状態で大切に保護されている。

### 【附 色金山について】

色金山は、首塚の北約 1 町（約 110m）の安昌寺の後方にある丘陵で、南西に激戦地点を望むことができ、丘上にある 3 個の自然石は床机岩と呼ばれ、家康が戦況を展望する際、床机の代わりにしたと伝えられる。その傍には、首塚と同様に宝永 3 年（1706）4 月に福富親茂が建立した石碑と明治 43 年（1910）4 月に建立された記念碑がある。現在、周辺は歴史公園として整備されているが、石碑や記念碑は整備後も大切に保護されている。周辺の樹木の繁茂により、眺望は望めない。

# 史跡長久手古戦場の本質的価値

## 1 本質的価値

長久手古戦場は、秀吉と家康がたった一度直接対決した戦い「小牧・長久手の戦い」が行われた場所として知られ、この合戦の様相を記録しているものとして、成瀬家本に代表される「小牧長久手合戦図屏風」などの多くの屏風や「小牧御陣御進発之図」などの陣立図がある。これらで示されている指定地内の地形は今現在も大きな変化を受けることなく残されており、古戦場を体感する上でとても重要な位置付けとなる。

そして、長久手古戦場が国指定史跡に指定された当初は、戦いの様相を想像できる眺望が残っていたと考えられるが、現在は、各指定地からは樹木の繁茂により眺望をすぐに視認することはできない。また、屏風と同様の地形は、宅地化で改変されている部分が多く見られるものの、緩やかに残されていることから、各指定地から臨む眺望についても重要な位置付けとなる。

また、長久手古戦場内には、合戦後の江戸時代に、江戸幕府成立の足掛かりとなった重要な場所として、記念碑の建立、戦死者を供養する「石柱」の建立などにより厚く保護され、明治時代にも戦死者の子孫によって「顕彰碑」が建立されるなど大切に保護され、それが現在まで続いていることも指定地内の地形が保全されてきた要因と考えられる。

## 2 史跡を構成する要素

「史跡を構成する要素」は、史跡の「本質的価値を構成する要素」「保存・活用に有効な要素」「管理上調整が必要な要素」がある。「史跡の周辺環境を構成する要素」は、指定地外を対象とし、「本質的価値に密接に関係する要素」「保存・活用に資する要素」「本質的価値に関係しない要素」に分ける。

◆史跡を構成する要素

分類	場所	本質的価値を構成する要素	保存・活用に有効な要素	管理上調整が必要な要素
史跡を構成する要素	長久手古戦場	地形 石碑等 勝入塚 明和の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み 庄九郎塚 明和の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み 武蔵塚 明和の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み 二本松塚 二本松代石 眺望 埋蔵文化財（推定）	園路 石碑 （公園名板その1） ベンチ 石造物 樹木	植栽・樹木 看板類 時計塔 車止め 占用施設 （電気支線、ガス管）
	附 御旗山	地形 眺望 石碑 石碑（建立年不詳）	富士社社殿 樹木	倉庫 看板類 樹木
	附 首塚	石碑 宝永の碑 明治の碑 石碑を取巻く石柵、石組み	小祠堂	植栽・樹木
	附 色金山	地形 石碑 宝永の碑 明治の碑 自然石 床机石 馬蹄石 眺望	園路 ベンチ 樹木	看板類 植栽・樹木

◆史跡の周辺環境を構成する要素

分類	場所	本質的価値に密接に関係する要素	保存・活用に資する要素	本質的価値に関係しない要素
史跡の周辺環境を構成する要素	長久手古戦場	長久手古戦場野外活動施設（長久手市郷土資料室）	緑地 駐車場 長久手古戦場野外活動施設（その他施設） 石碑（公園名板その2）	縮景（庭園） 工作物（石積、四阿、ベンチ、モニュメント等）、地下埋設物（給水管、ガス管、汚水管、防火水槽）
	附 御旗山	御旗山全体（史跡指定地外）	自然林 参道など	—
	附 首塚	—	長久手合戦四百年記念碑	—
	附 色金山	色金山歴史公園 安昌寺	展望テラス	—

### 3 現状の課題

#### ① 保全のための整備課題

- 石碑や石柱など既存石造物への周辺樹木の根茎や落枝等による損傷などが懸念される。
- 繁茂した樹木が、合戦当時の地形や雰囲気を感じさせなくしている。
- 周辺の急激な都市化による来訪者の増加が想定され、無秩序な利用による地形や樹木等に与える影響が考えられる。
- 市所有の未指定地は公園的な利用がされている。本来は古戦場として一体的なものであり、指定地として保存を図っていくなどの検討が必要である。

#### ② 活用のための整備課題

- 本史跡のような古戦場は、石垣等を擁する城郭遺構とは異なり分かり難い面がある。それを補完しているのが隣接して設けられている「長久手市郷土資料室」であるが、その資料室も老朽化や手狭さなどがあり、十分なガイダンス機能を果たしきれていない。また、展示内容、手法、魅力の向上が求められている。
- 舗装材が老朽化し、わかりにくくなった園路が、無秩序な史跡利用を進めている。史跡保護や樹木保護の観点からも、再整備が必要である。再整備にあたっては隣接する「古戦場公園」も視野に入れた利用導線の見直し、整備を進めていかなければならない。
- 現在の利用形態である、「長久手市郷土資料室」を見学してから史跡を散策するというルートは今後も変わらないと考えられる。「古戦場公園」を含んだ全体がわかる案内板や道標等のサイン設備が不足している。
- 長久手古戦場を中心に少し離れて武蔵塚、御旗山や首塚、色金山と点在して指定地がある。パンフレット等で案内はしているものの、それぞれの有機的なネットワーク化が図られていない。

#### ③ 運営体制の課題

- 「長久手古戦場」は、「古戦場公園」と土地利用や施設の内容・機能面から密接な関わりがあり、管理運営も市が一体的に行っている。今後もより連携を高め、適切な細やかな管理や運営を進めていく必要がある一方、史跡の保存活用のためには市民等の協力も不可欠であるため、その関わり方等も検討していく必要もある。

## 保存管理の基本方針

### 1 保存管理の基本方針

- (1) 史跡の本質的価値、再評価したものを守り、その価値が損なわれることのないよう、適切な管理を行う。
- (2) 史跡保存の観点に立った利用導線等の見直しを行い、無秩序な利用がないようにする。
- (3) 隣接する「古戦場公園」との一体的な保全を図る。

### 2 保存管理の方法

#### ① 石碑などの石造物の保存について

- 石碑を囲むように設けられた石柵は、経年劣化が見られ石材の保護が必要となってきた。薬剤による石材の強化や、破損や欠損部などは、指定地としてふさわしい手法を用い修復していく。また、史跡として調和がとれた修景を行う。

#### ② 樹木の管理について

- 指定地内の樹木を本質的価値を損なわないように管理していくためには、指定地全体を俯瞰し、長期的視点に立った管理が必要となる。今後は樹木管理計画を策定し、計画的に樹木の管理を行っていく。

#### ③ 既存構造物の管理について

- 老朽化した園路は、古戦場としての雰囲気や現況植生に配慮して、既存園路の再整備を基本とする。「古戦場公園」との回遊性を高めたものとする。
- サインは、国指定史跡に指定されていない長久手古戦場に関連する史跡もあるため、市域全体の文化財も含めた統一したデザインとし、利用者にはわかりやすくするなど、サイン計画を策定する。

### 3 現状変更等の取扱い方針と基準

現状変更等の取扱い方針としては、「古戦場」として江戸時代から現在まで保存、継承されてきた石標や顕彰碑を良好な状態で将来に引き継ぎ、合戦当時の眺望の良さを想像させる立地や、現在の丘陵地形、都市化が進む中で残された貴重な雑木林的景観の保存を確実にを行うことを原則とする。保存活用に資する行為については、必要に応じて愛知県教育委員会や文化庁と協議を行い、許可を受けた上で現状変更を行うこととする。

#### ◆現状変更等取扱い基準（その1）

現状変更の種類・内容		取扱い	区分	許可区分
発掘調査及び発掘調査に伴う工事	発掘調査や整備に伴う工事	史跡の保存及び価値の向上に資する場合、地下遺構に影響を最小限にとどめる範囲で認める。		文化庁長官
地形	土地の形状変更	盛土や掘削、切土など地形の形状変更は、原則として認めない。但し、保存活用上必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。		文化庁長官
建築物	新規建築物	原則として認めない。		—
	増築・改築	原則として認めない。		—
	除却	地下遺構に影響を最小限にとどめる範囲で認める。	50年以上	文化庁長官
			50年未満	長久手市教育委員会
維持管理（小規模修繕）	日常的な管理、簡易的な補修は、許可を要しない。		—	
小規模建築物	新築、増築・改築 (増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していないものに限る)	2年以内の期間を限って設置されるものは、地下遺構への影響や周辺景観が配慮され、史跡の価値の向上に必要で、本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。	土地の形状変更を伴わない場合	長久手市教育委員会
	除却 (増築又は改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していないものに限る)	地下遺構に影響を最小限にとどめる範囲で認める。	50年以上	文化庁長官
			50年未満	長久手市教育委員会
※小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が120㎡以下のもの）				
工作物	設置	盛土や掘削、切土など地形の形状変更は、原則として認めない。但し、史跡の価値の向上に必要で、史跡の本質的価値の保全に大きく影響を及ぼさないものは認める。	土地の形状変更を伴う場合	文化庁長官
	改修		土地の形状変更を伴わない場合	長久手市教育委員会
	維持管理（日常的補修）	柵の色の塗替えなどの恒常的維持管理行為は、許可を要しない。		—
	き損（応急措置）	小規模なき損に対する復旧工事で応急的に行われる修繕や、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合は、許可を要しないが、き損・復旧届を必要とする。 大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う場合は、き損・復旧届を必要とし、原状復旧を行った上で改善行為を行う際に現状変更届を必要とする。	原状復旧を行う場合	—
			原状復旧以上に改善行為を行う場合	文化庁長官
※工作物（小規模建築物に附随する門や生垣又は塀、既設の道路に設置される電柱・道路標識・信号又はガードレール、木道など）【道路とは、国道や都道県道、市町村道のほか農道、林道を含む】				

※工作物には史跡の本質的価値を構成する要素に含まれる石碑なども含む。

◆現状変更等取扱い基準（その2）

現状変更の種類・内容		取扱い	区分	許可区分
管理に必要な施設	設置	史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合は、必要最小限の範囲で認める。	新設	長久手市教育委員会
	維持管理（日常的補修）	維持管理行為は、許可を要しない。		—
	き損（応急措置）	小規模なき損に対する復旧工事で応急的に行われる修繕や、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合は、許可を要しないが、き損・復旧届を必要とする。	原状復旧を行う場合	—
		大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う場合は、現状変更届やき損・復旧届を必要とする。	原状復旧以上に改善行為を行う場合	文化庁長官
※管理に必要な施設（標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲さくなど）				
埋設物等	設置	史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構への影響や周辺景観への配慮がされている場合は認める。	必要最小限の規模を超える場合	文化庁長官
	改修		土地の形状変更が必要最小限である場合	長久手市教育委員会
	維持管理（日常的補修）	維持管理行為は、許可を要しない。		—
	き損（応急措置）	小規模なき損に対する復旧工事で応急的に行われる修繕や、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をする場合は、許可を要しないが、き損・復旧届を必要とする。	応急的な原状復旧を行う場合	—
大規模なき損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う場合は、現状変更届やき損・復旧届を必要とする。		原状復旧以上に改善行為を行う場合	文化庁長官	
※埋設物等（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管他その他これらに類する工作物）				
樹植木栽	樹木の伐採、伐根等	史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構に影響を与えない範囲で認める。	伐根	文化庁長官
			伐採	長久手市教育委員会
	植栽	原則として認めない。但し、史跡の価値の向上に資する場合、地下遺構への影響や周辺景観への配慮がされている場合は、認める。（史跡整備をともなう場合は、文化庁長官の許可を得る）		文化庁長官
日常的な管理に関わる樹木の枝打ち、除草等	許可不要。必要に応じて実施する。		—	

※樹木の管理に関しては、景観、眺望の改善等様々な課題を抱えているため、今後樹木管理計画等を策定し、計画的に管理を実施していく。

4 追加指定について

史跡の保存と今後の整備活用を考慮した上で、指定地周辺部の調査等を実施し、地形等の現状が指定地と関連付けができれば、積極的に追加指定を目指すなどして、史跡の保存・活用に努めることが必要となってくる。

## 活用計画

### 1 基本方針

国指定史跡は市内各所の広範囲に点在しており、その中心部となる「長久手古戦場」は、現在、公園の一部となっているため、市民が指定地であると認識しないまま、利用している現状がある。指定地の適切な保存を行うために、国指定史跡となった由来や指定地内に建立されている「石碑」等の価値及びその保存の必要性を正しく認識される必要がある。また、その認識を深めるためには、史跡長久手古戦場の本質的価値の一つである眺望の良さを活かしていく必要があるため、眺望の維持・回復に努め、今ある眺望が失われないようにしていく必要がある。

その上で、点在する指定地それぞれの特徴や歴史的関連性などを結びつけるなどして活かし、それらを活用・PRするためネットワーク化を図り、ネットワークを活かして普及啓発活動（フィールドワーク、イベントなど）、情報発信（案内板やリーフレット等の作成等）して積極的に事業をPRし、情報を公開していく。

### 2 具体的方法

#### (1) 個別活用計画

##### ①長久手古戦場エリア（勝入塚、庄九郎塚、二本松塚、武蔵塚）

長久手古戦場エリアは、長久手合戦の激戦があった地点であり、中心地点であるという立地から、激戦が行われた場所の地形・眺望等を回復するため、樹木の伐採等を実施し、遺構面への影響を取り除いていく。また、樹木の伐採においても、現状の都市空間の中の緑を保全する必要があるため、眺望の回復を目指し、維持していく場所を特定するなどして必要範囲内で取組み、景観を保全していく。また、石碑及び石碑周辺の補修や樹木管理等を行い、石碑そのものの保存を図るとともに、石碑の由来等が来訪者に正しく認識されるようにしていく。その他に、小牧・長久手の戦いを解説するための拠点を整備し、普及啓発活動、情報発信、点在する史跡のネットワークの中心地点として、史跡の活用を図っていく。

##### ②御旗山エリア（附 御旗山）

御旗山エリアは、長久手合戦の際、家康軍が本陣を置いた場所として知られ、国指定史跡の指定にあたっては眺望に優れた場所であることが評価されていることから、現在の石碑がある場所と長久手古戦場エリア、色金山エリア方面との相互の眺望を回復し、維持していくため、樹木の伐採等を実施するが、緑の保全を意識しながら、景観を保全していく。また、石碑の由来や眺望に優れていたことなどを来訪者に正しく認識されるようにしていく。

##### ③首塚エリア（附 首塚）

首塚エリアは、周囲を住宅等に囲まれた場所となっているため、眺望を活かした取組は難しいと思われるが、来訪者が訪れた際、石碑が見えにくい状態にあるため、石碑の樹木管理を適正に実施し、石碑の保存、景観の保全をしていく。また、首塚と近隣にある安昌寺は、結びつきが深いことから、それらの史実と石碑の由来等を来訪者に正しく認識されるようにしていく。

##### ④色金山エリア（附 色金山）

色金山エリアは、家康が山頂にある石を床机に見立てて、軍議を開いた場所とされており、国指定史跡の指定にあたっては眺望に優れた場所であることが評価されていることから、現在の床机石からの眺望を回復・維持していくことが望ましいが、周辺は色金山歴史公園として整備され、樹木が繁茂しているため、公園内に整備された展望テラスから、かつて見ることができた長久手古戦場エリアと御旗山エリア方面との相互の眺望の回復・維持を実施する。眺望の回復・維持にあたっては、樹木の伐採・剪定等により、周辺環境に配慮しながら、景観の保全を図っていく。また、床机石については、樹木が繁茂していることから、樹木管理を適切に実施し、石の保存と景観の保全を図っていく。併せて、床机石・石碑の由来や眺望に優れていたことなどを来訪者に正しく認識されるようにしていく。

## (2) 史跡長久手古戦場及び周辺の市指定文化財とのネットワーク形成

今後、古戦場公園に整備予定のガイダンス施設の展示等により、指定地と周辺の市指定文化財との関係や結びつきを理解してもらうための工夫をする。また、指定地及び市指定文化財がある場所周辺は、住宅開発の影響で長久手古戦場の地形や眺望、位置関係などが分かりづらい状況となっている。そのことから、関係機関・部署との調整をし、指定地を含めた文化財の説明板やサイン等を市内各所に設置し、市内の長久手古戦場関連の場所のつながりを知り、理解を深めながら来訪者に歩いてもらい、景色を眺めてもらうための取組を進めることで、長久手古戦場の距離感・臨場感を体感することを促していく必要もある。

この際には、AR等の情報技術を用いた情報揭示も積極的に活用していくこととし、指定地や市指定文化財を含めた有機的なネットワーク形成の促進を図っていく。

## (3) 史跡長久手古戦場と地域との連携

現在においても、市民団体のボランティアによる史跡めぐり案内、市内の市民組織が中心となって実施している長久手古戦場桜まつりといったイベント、市が行う講座等で地域とのつながりはあるが、今後、古戦場公園の再整備によって、整備予定の施設等を活用し、史跡にもっと親しみを持ってもらい、地域の歴史遺産として大切に保存活用してもらうことを促す必要がある。指定地が含まれる古戦場公園の管理運営と合わせて、他の史跡も含めた、保存活用を図る市民組織等の立ち上げをしていくことが望まれる。そのための支援等を行政で考えていく必要がある。

小牧・長久手の戦いは広範囲が戦場になった合戦であり、合戦の歴史は各地で語り継がれている。そのことから、市内の組織等との連携にとどまらず、合戦に関連する小牧市や犬山市、日進市など他市町村の組織等との連携を進めていく必要がある。また、古戦場跡として残された「国指定史跡桶狭間古戦場伝説地」「国指定史跡関ヶ原古戦場」や「国指定史跡長篠城跡」など全国各地の古戦場がある自治体と共同で実施する古戦場サミット(例えば岐阜県と関ヶ原町が主催となり、平成28年に開催された「世界古戦場サミット」)のようなイベントの開催や情報交換を検討していく。

## (4) 史跡長久手古戦場と郷土教育

現在行われている史跡長久手古戦場に関連する郷土教育として、長久手市郷土資料室の展示解説による学習機会の提供、市内小学校の授業で副読本「ながくて」を活用した学習が行われている。また、市内小学校を初めとした教育機関等の校外学習・遠足等で長久手古戦場(古戦場公園部分)や附 色金山が利用されている。

今後も市内小中学校の教員と意見交換するなど連携を図り、引き続き現状の郷土教育の取組を進めるとともに、視覚的に郷土の歴史を訴求していくような取組(例えば、屏風等の絵図を活用した取組)を進めていく。さらに、今後指定地周辺で整備が進められていく「リリモテラス」との連携を図り、「ガイダンス施設以外の場所」でも郷土の歴史を伝えていけるようにしていく。ただし、連携を図るにあたっては関係部署等をはじめ、多様な主体(民間企業、市民組織など)との調整などを進めていく必要がある。古戦場公園に整備予定のガイダンス施設やネットワーク形成を進める周辺の市指定文化財なども合わせて、点と点を結びつけて史跡長久手古戦場全体をめぐるフィールドワークの場として活用し、実体験に基づいた郷土教育を推進していく。

## 整備計画

### 1 整備の基本方針

指定地は全国に三箇所しかない「古戦場」として国指定されており、長久手市の貴重な観光資源でもある指定地の環境・景観を保存し、未来に継承していく。

- ①「宝永の碑」「明和の碑」「明治の碑」などの「石柱」「顕彰碑」は、石柵などで囲まれた周辺部を含めた保存整備を行う。
- ②積極的な保存管理を進めながら、指定地の「本質的価値」をより鮮明にし、分かりやすい整備を行う。
- ③色金山、御旗山、古戦場公園からの眺望ラインを確保するとともに、史跡の範囲の拡張に向け、関係部署等と調整を図る。
- ④各指定地のつながりを分かりやすくし、ネットワーク化を促進するためのルート整備を行うため、関係部署等と調整を図る。



## 2 具体的方法

### (1) 指定地の土地利用計画

史跡長久手古戦場の整備活用を図るにあたり、対象となるのは、古戦場公園を含む①長久手古戦場エリア（勝入塚、庄九郎塚、二本松塚、武蔵塚）、②御旗山エリア（附 御旗山）、③首塚エリア（附 首塚）、④色金山エリア（附 色金山）である。

そのうち、①長久手古戦場エリア（武蔵塚を除く）には、ガイダンス施設等の整備をする部分を含むため、この詳細については「古戦場公園再整備基本計画」（平成29年3月策定）において別に示すものとする。

長久手古戦場エリアの「武蔵塚」及びその他のエリアは、石碑・石柵等の補修や説明板を設置する部分、指定地の遺構を保全するための園路整備部分、石碑周辺の植栽管理をする部分、各指定地の相互間の眺望を維持・回復するために樹木の伐採等を行う指定地及び周辺部分とに分けて、各エリアごとに必要な整備を行う。

### (2) 指定地外の土地利用計画

史跡長久手古戦場は古戦場特有の地形・眺望などが重要である。その地形や眺望を保存し、活用していくためには指定地のみでの整備にとどまらず、周辺部分においても考えを示すことが必要である。

#### ①指定地周辺の在り方

かつて描かれた屏風図の風景を見ていた人々と同じ風景を後世に継承していくことに努める。現在の都市景観の維持・回復に向けた風致保全に取り組むため、関係部署等と調整を図る。

#### ②各指定地相互間のネットワーク

現在の街並みの中でも史跡長久手古戦場が持つ、古戦場としての距離感・臨場感を体感するには、指定地だけでなく指定地となっていない場所においても、スムーズかつ分かりやすくまち歩きができるような案内板設置やルート整備を進めていく必要があるため、関係部署等と調整を図る。

## 管理運営体制の整備

### 1 基本方針

史跡長久手古戦場は、長久手市、富士社や石作神社等で所有する史跡であり、全国に3か所のみである「古戦場」として国指定されている、全国でも珍しい歴史遺産である。また、長久手市における観光の中心になる場所でもある。その史跡をより親しみやすく、愛着をはぐくみ、史跡の価値を学ぶことができる、教育や観光といった他分野と結びつけながら「保存・活用」する体制を構築するためには、関係者及び関係機関との連携や協働が不可欠である。また、長久手古戦場の特徴である眺望を継承していくため、都市計画分野との連携も不可欠となってくる。今後の史跡の運営及び体制整備については、保存活用計画に基づき、包括的に進めていく必要がある。

### 2 管理運営及び体制整備の概要

#### (1) 連携体制の強化

所有者・使用者等の関係者と行政機関が互いに連携し、各々の独自性、専門性を活かしながら役割を分担しつつ協力する「協働」の体制を構築していく。この協働の前提として、関係組織間で情報を共有できる仕組みを整え、協力・分担して活動を進めていく。

また、行政機関内では、既に史跡の活用を進めている文化財部門（生涯学習課）や教育部門（教育総務課・小学校）、観光部門（たつせがある課）、その他関連部門間の連携を強めるとともに、情報・意見の交換の機会等を創出し、万全な保全体制を構築する。

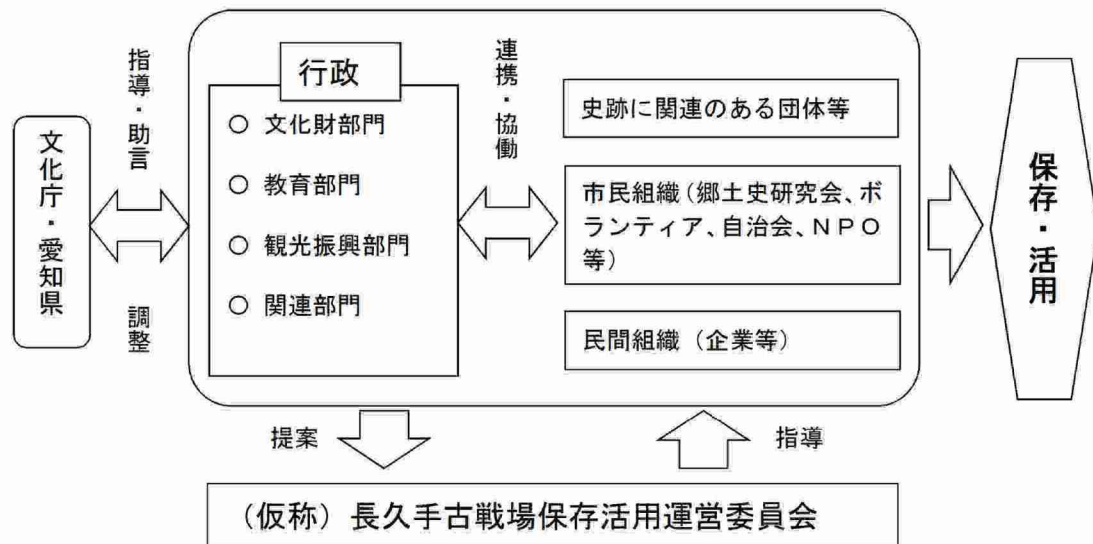
## (2) 市民協働体制の構築

国民共有の財産である国史跡の管理及び運営は、行政や所有者のみの特定の関係者で行われるのではなく、日常的に史跡長久手古戦場を見守り、そこで生活を続けている地域住民や史跡に係る市民組織や民間組織等の協力が不可欠である。

- 普及啓発活動（イベント・歴史講座等）の事業展開や情報発信（市ホームページの改善・充実、パンフレット類の作成）を通して、市民協働の機会を創出し、担い手を育成していく。担い手の育成には、既存市民団体との連携を図っていく。
- また、国史跡に隣接する古戦場公園を利用する人たちや関心を持つ人などとの連携、地元企業との連携も必要になってくる。
- 多様な主体との協働を図るため、行政機関内での連絡調整・連携し、一体となって仕組み作りを行い、それぞれの組織が持つ専門知識や技能等を国史跡の管理運営に活かせる環境・仕組みの構築を検討する。

なお、これらの環境・仕組みに対して指導・助言するため、現在の長久手古戦場野外活動施設運営委員会を発展させ、（仮称）長久手古戦場保存活用運営委員会を指導機関と位置付け、その指導に基づき文化庁及び愛知県の指導・助言を受けながら保存・活用を進めていく。

### ◆管理運営及び体制整備の概念図



これらの図の位置情報に前出「小牧・長久手合戦図屏風」の絵画的シーンを重ねることで、合戦の状況を見てみる。

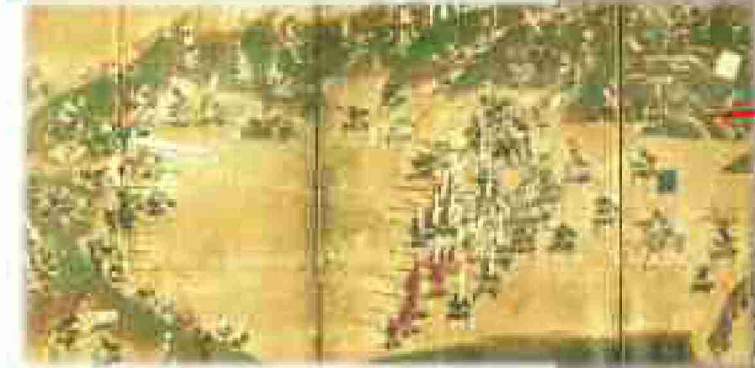
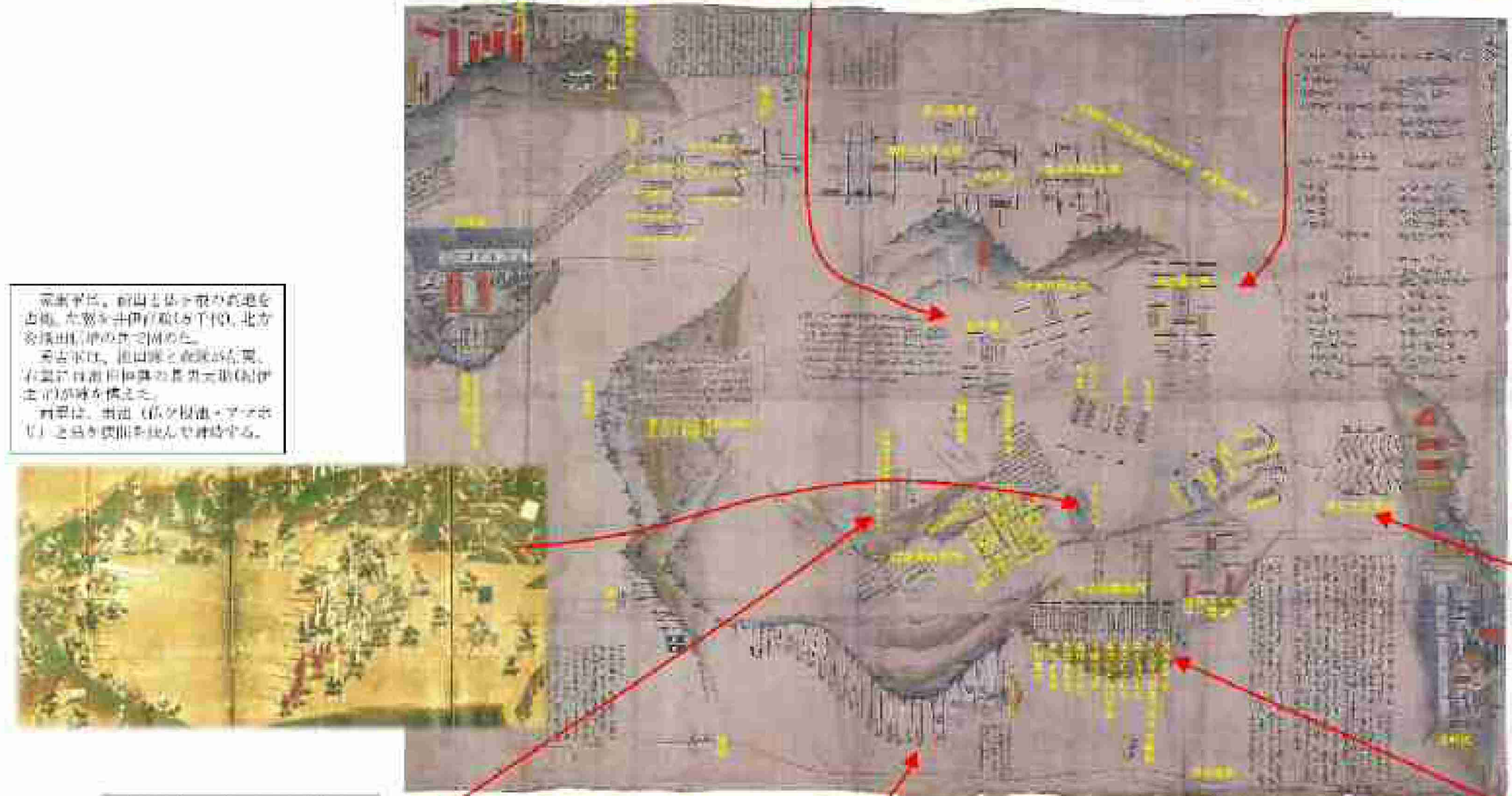
■ 小牧御陣御進発之図（和歌山城管理事務所蔵）  
と小牧・長久手合戦図屏風（公益財団法人犬山城白帝文庫蔵）

※図中の文字翻刻(黄文字)は、額田雅裕「小牧御陣御進発之図の記載内容について」を参考とした。



註) この図は、集英社ウィークリー・コレクション「週刊 絵で見る日本史 第6号」(2010/12/9号)を参考に、屏風図に描かれている場所を推測し、「小牧御陣御進発之図」での布陣位置に当てはめたもの。

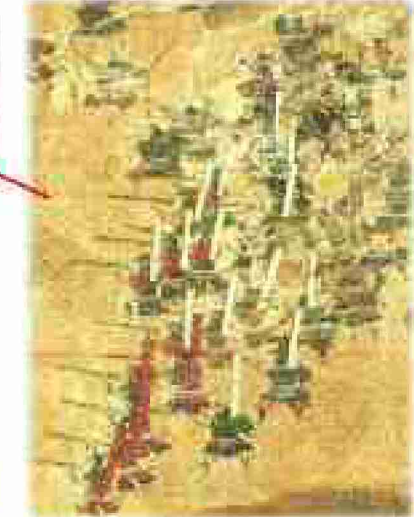
常陸守は、前山と後山を占領し、大塚を井伊軍の陣地とした。池田軍は、池田城と森長可が、右翼に前山と後山の森長可(池田軍)が陣を構えた。前山は、池田(依久)とアサヒ(アサヒ)とが陣を構えて陣守する。



井伊道取(五千石)の長軍(池田)の陣地



池田軍の陣地



池田軍の陣地



池田軍の陣地



池田軍の陣地



◆史跡長久手古戦場の景観

史跡長久手古戦場は、「長久手合戦」の主戦場であった。その理由の一つは特徴的な地形であり、戦いの動きがわかる場所、展望がきく場所があったということも要因の一つと考えられる。その展望の良さが勝敗を左右したとも考えられる。

- 御旗山は、合戦の折徳川家康が羽柴秀吉側の様子を伺いながら色金山から御旗山に移り、山頂に金扇の馬標を立てた山として知られている。また、愛知県史蹟台帳には「御旗山ハ宇富士浦ニアリ高約三百尺ノ獨立ノ小山ニシテ頗ル展望ニ富メリ、頂上ニ村社富士社ノ社殿アリ、家康牙旗ヲ立テタル處ト傳ヘラル」とあり展望に優れた場所として知られていた。
- 色金山は、徳川家康が山頂の巨石を床机がわりに軍議を開いた場所として知られる。愛知県史蹟台帳にも「首塚ノ北約一町安昌寺ノ後方ニアル丘陵ニシテ南西ノ間ニ激戦地點ヲ望見シ得ラル 丘上ニアル三個ノ自然石ハ古来牀几岩ト呼バレ家康戦況展望ノ際牀几ニ代ヘタルモノト傳ヘラル」とある。

